

常任委員会の動き

○ 審査概要・活動

総務文教常任委員会

当委員会では、付託を受けた5議案について審査を行い、原案のとおり可決しました。

また、請願1件については、不採択としました。

○行田市税条例等の一部を改正する条例について

問 ふるさと納税に係るワンストップ特例により、所得税も住民税から控除されることとなり、本市としても市税が減収となるが、どのように考え、対応していくのか。

答 住民税の中で所得税も控除する形となるため、住民税が減収となるが、所得税に係る控除分は当然、市に対し国から補填されるべきものと考えている。しかしながら、未だその制度が明確でないため、今後、制度の構築を注視し、機会があれば要望していきたい。

○行田市斎場待合棟・火葬棟耐震補強及び改修工事請負契

約の締結について

問 斎場の改修等を平成25年度から実施しているが、この間、改修等に係る検討をどのように行ってきたのか。

答 平成24年度に改修等に係る基本計画を策定したが、その際、現場に勤める職員及び利用者の意見や、葬祭業者の意見を参考に協議、検討し策定したものであり、この計画に基づき現在まで実施してきたものである。

問 入札に関し、雇用の問題、賃金の問題等が考慮されているのか。

答 入札については、地元経済の活性化等を考慮し、市内業者に参加機会を優先的に提供するという考えに基づき実施したものであるが、雇用や賃金等、具体的なものについては業者間の問題となるため、把握していない。

○25m級屈折はしご付消防自動車

問 4社に限って指名競争入札とした理由は何か。

答 はしご付消防自動車は複雑、繊細な装備を備えた消防自動車のため、このような点を考慮し、実績のある会社を選べるだけ多く選んだ結果、4社を指名したものである。

問 入札の透明性を高めるためにも一般競争入札としたらどうか。

答 会社が独自に入札情報を知る機会が非常に大切であり、人口規模が大きい市は当然注目度も高い。しかし、人口規模が大きい市と比べた場合、本市は注目度もそれほど高いとは言えず、周知徹底が期待できないため、指名競争入札としたものである。

なお、今後も指名競争入札



総務文教常任委員会

が主となると考えており、一般競争入札の導入時期については、周知方法等を含め、将来的な検討課題としたい。

○平成27年度行田市一般会計補正予算(第1回)について

問 株式譲渡に係る還付金が当初の見込みより不足となった要因は何か。

答 少額投資非課税制度、いわゆるNISAが創設されたため、株式譲渡に係る控除額が増えたことにより不足することとなったものである。

建設環境常任委員会

当委員会では、付託を受けた2議案及び総務文教常任委員会から審査依頼の受けた1議案について審査を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

○行田市都市公園条例の一部を改正する条例について

問 条例改正の理由とその目的は何か。

答 利用者の利便性の向上のため、また、指定管理者の自主的な経営努力や主体性を促すことを目的に、指定管理者へ裁量権を与えるよう改正す

るものである。
問 供用時間及び使用料についての具体的な変更予定はあるか。

答 現時点ではそのような予定はない。また、変更に関しては、今後決定していく指定管理者からの提案があるものと考ええる。

問 指定管理者の公募の結果、応募がなかった場合はどう対応するのか。

答 より適切な施設運営のため、いきいき財団を含め複数の応募を期待しているが、仮に応募が無かった場合には、業者への管理業務委託や本市による直接管理も検討せざるを得ない。

○行田市商工センター条例の一部を改正する条例について

問 指定管理者制度による本市のメリットは何か。



建設環境常任委員会